

第24 回瑞穂町行政評価委員会 次第

日時 令和 5 年 5 月 9 日(火)11 時

場所 瑞穂町役場庁舎4階 全員協議会室

1 開会

2 町長挨拶

3 委嘱状交付

4 議題

(1)正副委員長の互選

(2)分科会の所属について

(3)その他

参考配布

資料1 行政評価委員会委員一覧

資料2 瑞穂町行政評価委員会条例

資料3 瑞穂町行政評価委員会条例施行規則

資料4 行政評価委員 年間スケジュール(案)

資料5 第5次瑞穂町長期総合計画

資料6 第6次瑞穂町行政改革大綱

資料7 第6次瑞穂町行政改革大綱 実施細目

資料8 令和 5 年度瑞穂町予算の概要

行政評価委員会委員一覧（五十音順、敬称略）

No.	氏 名	備 考
1	いけだ かずお 池田 和生	
2	いしかわ じゅん 石川 淳	
3	いしかわ つとむ 石川 任	
4	きむら ゆきこ 木村 幸子	
5	せきや けいこ 関谷 桂子	
6	なかむら ひろたか 中村 博隆	
7	ねぎし せいいち 根岸 精一	
8	はしづめ なおと 橋爪 直人	
9	はらだ じゅんいち 原田 淳一	
10	よしかわ まさと 吉川 真人	
事務局 直通電話 042(557)7468 FAX 042(556)3401 メールアドレス kikaku@town.mizuho.tokyo.jp		
企画部長	おおい かつみ 大井 克己	
企画部企画政策課長	みやさか かつとし 宮坂 勝利	
企画部企画政策課企画推進係長	わたなべ ひろし 渡辺 浩志	
企画部企画政策課企画推進係	すずき こうじ 鈴木 晃司	

資料2

○瑞穂町行政評価委員会条例

平成20年9月17日

条例第30号

改正 平成23年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 瑞穂町における行政評価の客観性を維持し、長期総合計画の実効性の確保及び効率的な行政の推進に資するとともに、町が行う施策について住民に説明する責務が全うされるよう瑞穂町行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、行政評価に関する基本的な事項を調査し、及び審議する。

2 委員会は、町長から定期的に行政評価の実施状況について報告を受け、町長に助言及び提言を行う。

3 委員会は、行政改革及び補助金等の適正化に必要な事項について調査し、町長に助言することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員12人以上をもって組織する。

(1) 識見を有する者 9人以内

(2) 公募による住民 3人以内

2 町長は、専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、前項の規定による委員のほか、専門委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、公開するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 委員会に必要に応じて分科会を置き、分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(平成23条例4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(瑞穂町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 瑞穂町行政改革推進委員会設置条例(平成9年条例第15号)は、廃止する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年3月14日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料3

○瑞穂町行政評価委員会条例施行規則

平成20年12月25日

規則第38号

改正 平成23年3月31日規則第5号

平成25年11月29日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町行政評価委員会条例(平成20年条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 条例第8条の規定により次に掲げる分科会を置く。

(1) 行政改革推進分科会

(2) 補助金等審査分科会

(分科会の所掌事項)

第3条 行政改革推進分科会は、瑞穂町行政評価委員会(以下「委員会」という。)の付託を受けて、行政改革の推進について必要な調査又は検討を行う。

2 補助金等審査分科会は、委員会の付託を受けて、町が交付する補助金等の適正化について必要な調査又は検討を行う。

(分科会の委員)

第4条 委員会の委員は、少なくとも1つの分科会の委員となるものとする。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部長の補助金等審査分科会への出席)

第5条 補助金等審査分科会は、円滑な審査に資するため、条例第7条の規定により、部長(瑞穂町組織規則(平成20年規則第9号)第4条に規定する部長及び瑞穂町教育委員会事務局処務規則(平成25年教育委員会規則第2号)第3条第1項に規定する部長をいう。以下「部長」という。)の出席を求めるものとする。

資料3

- 2 部長は、分科会が調査し、又は検討する事案について意見を述べることができる。

(平成25規則20・一部改正)

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

- 2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

- 3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

- 4 補助金等審査分科会の会議において、部長は前項の議決に加わることはできない。

- 5 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(平成23規則5・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日規則第20号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度行政評価委員 年間スケジュール(案)

・行政評価委員会

月	内 容
7月中旬から8月上旬 (2日間)	行政評価委員会(外部評価)

・行政改革推進分科会

月	内 容
5月中旬	行政改革推進分科会

・補助金等審査分科会

月	内 容
11月	補助金等審査分科会
2月	補助金等審査分科会

MIZUHO TOWN

第5次瑞穂町長期総合計画

令和3年3月 瑞穂町

す み た い ま ち

つ な が る ま ち

あ た ら し い ま ち

“そうぞう” しよう
みらいに ずっと ほこれる みずほ



第6次 瑞穂町行政改革大綱

協働とデジタル化による“行政経営改革”の実現へ

令和3年3月

瑞 穂 町

第 6 次瑞穂町行政改革大綱

協働とデジタル化による“行政経営改革”の実現へ

実施細目

令和 3 年 3 月瑞穂町

令和 5 年 度

瑞穂町予算（案）の概要

令和 5 年 2 月

1 予算編成の考え方

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症は、3か年にわたり、経済活動に大きな影響を及ぼしていますが、今私たちが直面している課題を整理すると、①超少子高齢社会の進展に伴う生産性の低下、②同時に進行する社会保障システムの負荷増大、③新たなウイルスの出現を含む危機管理体制強化、④ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー不足問題及び世界的な金融引き締めに伴う急激な円安による物価高騰、⑤地球温暖化を抑制するためのゼロエミッションの取り組みの必要性が際立っています。

瑞穂町においても、町民の家計や、中小企業を中心とした町内企業の経営に深刻な影響を与えています。

どの課題に対しても町民に最も身近な自治体として、克服し、将来に対する具体的な展望を示すことが重要となります。東京都知事は来年度施政方針の中で、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸について、都市計画等の手続きに入ることを発表し、関係自治体で説明会が開催されています。今後、環境影響評価の後、都市計画決定を経て、工事着工となります。町民の皆さまとともに、長年にわたり延伸要望活動を続けた成果であり、大きな進展を見せています。公共交通としての多摩都市モノレール延伸にあわせ、瑞穂町の明確な将来設計を示す必要があります。瑞穂町の持つ魅力の発信とともに、農業、工業をはじめ各種産業の未来を支える新たなまちづくり施策を着実に推進します。

超少子高齢社会の進展は、社会保障に関する必要経費を増大させますが、限られた税収の中で、施策の工夫と的確な財源配分を図らねばなりません。

また、町民の命と財産を守ることを第一義として、激甚化が進む自然災害にも備えを十分に図ることが欠かせません。

必要な多くの施策を推進するためには、これまでの行政手法では、実現が困難であり、行政デジタルトランスフォーメーションを含めた省力化と、町民や新たな担い手との協働・連携により、財源の確保、多様な主体を巻き込んだ事業展開などを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、令和3年度からスタートした第5次長期総合計画に示した各施策の推進に向け、これからのまちづくりを念頭におきながら、事業展開を図る戦略的な予算編成を指示します。

令和5年度予算（案）に掲げる施策について、第5次瑞穂町長期総合計画の基本目標に沿って中心的事項の概要をお示しいたしますが、個々の内容につきましては8ページ以降をご参照願います。

「誰もが健康ですこやかに暮らせるまち」では、

昨年に引き続き、健康づくりに自発的に取り組む「みずほ健康ポイント あるってこ」事業を実施し、健康の維持・増進を図ることで、生活習慣病の予防・改善のきっかけにつなげ、健康づくりについて無関心な人たちの行動変容を促してまいります。

高齢者保健福祉施策では、介護保険事業の円滑な運営のために、第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現を目指し、地域に相応しいサービス提供体制の実現に向けた取組や町の実情に応じた諸施策を推進していきます。また、老朽化した高齢者福祉センターを新たに多世代が活用できる施設にリニ

ユールするための改修工事を令和6年度にかけて実施します。

「子どもたちがのびのびと育つまち」では、

保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターで、保健師、助産師等の専門職による伴走型相談支援を充実させるとともに、育児パッケージや出産・子育て応援ギフトの配付による経済的支援を一体的に実施し、妊娠期から子育て期の家庭へ切れ目のない支援を拡充します。

教育施策では、引き続き学力の向上をはかるとともに、町内小学校1校に自閉症・情緒障害学級（固定学級）を設置するための準備に入ります。教室の役割分担を明確にした重層的な支援体制を確立し、発達障害の程度に応じた教育の内容・方法及び適切な就学の一層の充実を図ります。また、学校施設整備では、第五小学校において、太陽光発電設備及び屋上防水工事を実施します。

「豊かなところを育むまち」では、

地域コミュニティ活動の基盤づくり、活動環境を提供するために、殿ヶ谷会館改修工事、石畑地区スポーツ広場防球ネット設置工事を実施します。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、コミュニティが希薄になりつつあります。コミュニティ再形成のために、地域の方々が交流し合う憩いの場を提供してまいります。

「つながりと活力にあふれるまち」では、

引き続き、地域産業の活性化を促進するため、ものづくり・DX（デジタルトランスフォーメーション）等推進事業を実施し、中小製造業者が実施する経営力向上のための取組に対し支援を行うとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足、物価高騰などの課題が山積する状況において、農業者を支援するため、今年度はスマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金を創設します。農業生産における省力化、効率化及び環境と調和のとれた地域農業の持続的な発展を目指してまいります。

また、令和3年度に策定した瑞穂町シティプロモーション基本方針に基づき、町の地域資源を掘り起こし活用すること、また、公式キャラクター「みずほまる」を活躍させることで、町の知名度の向上に繋がるよう、シティプロモーションを推進してまいります。

「環境にやさしい安全・安心なまち」では、

町民の皆様を守るため、いつ起きるかわからない災害時への備えとして、防災活動拠点である石畑防災広場を拡張し、防災活動拠点としての役割をさらに充実させます。

「便利で快適に暮らせるまち」では、

多摩都市モノレール延伸と一体となった基盤整備の方向性を明確にするとともに、沿線のまちづくりについて、土地利用等、現状の課題を整理し、人口分布・公共交通など町の特性を踏まえ、人口減少・少子高齢化に対応した都市構造の構築に係る総合的な取組を推進するため、立地適正化計画の策定に着手します。また、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の完了を見据え、公有地を活用した駅周辺の段階的なにぎわい創出に向けた、事業者等との協働による暫定的な

コミュニティ拠点づくりを進めます。さらに、コミュニティバスの実証実験運行において、バスルート、停留所の位置及び運行ダイヤの見直しを進め、新たな交通手段の検討を引き続き研究し、地域公共交通を維持できるかについてなど議論を重ねてまいります。

局地的集中豪雨の浸水対策のために、町道34号線長岡中通り、国道16号交差点付近から残堀川最上流部の区間に、長岡1号幹線雨水管を令和6年度までに整備します。

最後に、「総合計画の実現に向けて」では、

～地域と町のみずほマッチング～と題した、協働の窓口を設置します。協働に関する様々な相談、提案等を受け付け、各種団体・事業者・ボランティア等と町をつなぎ、コーディネートすることで、さらなる協働のまちづくりを進めます。また、町の各種公共施設等を長期的な視点で最適に配置するため、公共施設個別施設計画を策定し、統廃合等再編を含めた町の方針を示します。さらに、町におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)推進方針に基づき、町民の利便性や業務の効率性の向上を図るために、さまざまな実証実験を継続し、業務効率化につなげてまいります。

数多くの施策及び事業の中から新年度に新たに取り組むことを含め施政の方針を申し上げさせていただきました。職員一丸となって、効果的、効率的な行財政運営を目指し、計画に掲げる各種施策を進めてまいります。

2 予算額及び内容

令和5年度の一般会計予算規模は、146億3,800万円で、令和4年度当初予算143億3,000万円に比べ、3億800万円、2.1%の増となりました。殿ヶ谷地区学習等供用施設改修工事、石畑地区の災害対策用地取得、高齢者福祉センター改修工事を計上しました。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上していない一方で、新たに高校生等医療助成費を計上しています。なお、歳入の46.1%を占める町税については全体で67億2,661万円、前年度比1億7,754万7千円（2.7%）の増額を見込みます。

また、一般会計と特別会計を合わせた単純合計は225億2,297万4千円で、令和4年度当初予算額224億6,690万2千円に比べ、5,607万2千円、0.2%の増となりました。それぞれの会計別予算額は下表のとおりです。

（単位：千円、%）

会 計 名		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一 般 会 計		14,638,000	14,330,000	308,000	2.1
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,766,789	3,677,709	89,080	2.4
	駅西土地地区画整理事業	704,791	1,080,182	△ 375,391	△ 34.8
	介 護 保 険	2,536,386	2,530,524	5,862	0.2
	後 期 高 齢 者 医 療	850,910	820,958	29,952	3.6
	殿 ヶ 谷 財 産 区	4,093	4,106	△ 13	△ 0.3
	石 畑 財 産 区	13,315	14,035	△ 720	△ 5.1
	箱 根 ヶ 崎 財 産 区	7,940	8,627	△ 687	△ 8.0
	長 岡 財 産 区	750	761	△ 11	△ 1.4
	小 計	7,884,974	8,136,902	△ 251,928	△ 3.1
合 計		22,522,974	22,466,902	56,072	0.2

下水道事業会計	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
収益的収入	1,206,406	1,145,085	61,321	5.4
収益的支出	1,166,336	1,127,317	39,019	3.5
資本的収入	769,485	317,991	451,494	142.0
資本的支出	934,308	473,079	461,229	97.5

3 歳入の状況（一般会計：主なもの）

（1）町税

町税総額67億2,661万円を見込むもので、前年度比1億7,754万7千円、2.7%の増となっています。

（2）地方譲与税

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税及び森林環境譲与税で、総額7,984万7千円を見込むもので、前年度比457万2千円、5.4%の減となっています。

（3）利子割交付金

665万7千円を見込むもので、前年度比191万5千円、40.4%の増となっています。

（4）配当割交付金

3,438万2千円を見込むもので、前年度比196万3千円、6.1%の増となっています。

（5）株式等譲渡所得割交付金

3,327万8千円を見込むもので、前年度比364万3千円、9.9%の減となっています。

（6）法人事業税交付金

2億3,332万5千円を見込むもので、前年度比8,416万7千円、56.4%の増となっています。

（7）地方消費税交付金

8億7,117万円を見込むもので、前年度比1億2,716万5千円、17.1%の増となっています。（社会保障財源化分の充当状況については7ページ参照）

（8）環境性能割交付金

2,298万3千円を見込むもので、前年度比196万6千円、9.4%の増となっています。

（9）国有提供施設等所在市町村助成交付金等

8億5,005万8千円を見込むもので、前年度比2,834万1千円、3.4%の増となっています。

（10）地方特例交付金

3,800万円を見込むもので、前年度比280万円、8.0%の増となっています。

（11）地方交付税

普通交付税は不交付と見込み、予算計上はしていません。特別交付税100万円のみを計上しています。前年度比643万円、86.5%の減となっています。

（12）国庫支出金

18億5,148万9千円を見込むもので、前年度比1億3,313万円、6.7%の減となっています。新型コロナウイルスワクチン接種関連の国庫支出金を計上していないことが主な要因です。

（13）都支出金

23億5,278万5千円を見込むもので、前年度比3,669万円、1.6%の増となっています。障害者自立支援給付費負担金の増額、高校生等医療費助成補助金の新規計

上が主な要因です。

(14) 繰入金

10億3,479万1千円を見込むもので、前年度比3,195万4千円、3.0%の減となっています。公共施設建設基金繰入金を計上した一方、財政調整基金繰入金が減額となっています。

一般会計歳入

(単位：千円)

款	令和5年度	令和4年度	増減額
町 税	6,726,610	6,549,063	177,547
地 方 譲 与 税	79,847	84,419	△ 4,572
利 子 割 交 付 金	6,657	4,742	1,915
配 当 割 交 付 金	34,382	32,419	1,963
株式等譲渡所得割交付金	33,278	36,921	△ 3,643
法 人 事 業 税 交 付 金	233,325	149,158	84,167
地 方 消 費 税 交 付 金	871,170	744,005	127,165
環 境 性 能 割 交 付 金	22,983	21,017	1,966
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等	850,058	821,717	28,341
地 方 特 例 交 付 金	38,000	35,200	2,800
地 方 交 付 税	1,000	7,430	△ 6,430
交通安全対策特別交付金	5,713	6,500	△ 787
分 担 金 及 び 負 担 金	41,671	41,222	449
使 用 料 及 び 手 数 料	174,024	177,986	△ 3,962
国 庫 支 出 金	1,851,489	1,984,619	△ 133,130
都 支 出 金	2,352,785	2,316,095	36,690
財 産 収 入	1,121	1,182	△ 61
寄 附 金	15,000	15,000	0
繰 入 金	1,034,791	1,066,745	△ 31,954
繰 越 金	120,000	120,000	0
諸 収 入	144,096	114,560	29,536
合 計	14,638,000	14,330,000	308,000

地方消費税交付金（社会保障财源化分）の充当状況

歳入 (単位：千円)

	予算額
地方消費税交付金	871, 170
うち社会保障财源化分	474, 224

歳出 (単位：千円)

	充当対象予算額	特定財源	差引充当対象額	充当額
国民健康保険特別会計繰出金	381, 964	0	381, 964	168, 808
介護保険特別会計繰出金	393, 320	1, 608	391, 712	173, 116
後期高齢者医療特別会計繰出金	299, 356	0	299, 356	132, 300
合計	1, 074, 640	1, 608	1, 073, 032	474, 224

都市計画税の充当状況

歳入 (単位：千円)

	予算額
都市計画税 現年課税分	563, 978
都市計画税 滞納繰越分	2, 883
合 計	566, 861

歳出 (単位：千円)

		充当対象予算額	特定財源	差引充当対象額	充当額
都市計画税 対象事業	駅西土地地区画整理事業 特別会計繰出金	576, 567	32, 000	544, 567	375, 440
	街路事業費	2, 771	0	2, 771	1, 910
	公債費 (うち街路事業費)	3, 057	0	3, 057	2, 108
	下水道事業会計出資金 及び負担金	271, 824	0	271, 824	187, 403
合計		854, 219	32, 000	822, 219	566, 861

4 歳出の状況（一般会計：主なもの）

令和5年度の主な普通建設事業及び第5次瑞穂町長期総合計画の基本目標別の主な事業は、次のとおりです（予算計上額は千円単位の額です）。

(1) 主な普通建設事業（予算額1千万円以上の案件）		予算計上額（千円）
協働推進課	殿ヶ谷地区学習等供用施設改修事業	73,574
	スポーツ広場防球ネット設置工事	28,748
高齢者福祉課	高齢者福祉センター改修事業	79,240
建設課	町道3号線無電柱化事業委託料	26,000
	町道舗装工事（町道13号線ほか）	96,000
	交通安全施設設置工事（道路照明灯LED化含む）	61,023
都市計画課	町営東長岡住宅浴室改修工事	19,230
安全・安心課	災害対策用地取得（石畑地区）	59,229
学校教育課	三小プール槽等改修工事	17,891
	五小太陽光発電設備設置及び屋上防水事業	34,903
(2) 第5次瑞穂町長期総合計画の基本目標別の主な事業		
（除(1)主な普通建設事業に掲載のもの）		予算計上額（千円）
① 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち		
福祉課	障害福祉関係扶助費（継続）	1,253,410
	成年後見活用あんしん生活創造事業委託料（継続）	9,279
	障害福祉計画策定委託料（新規）	5,269
	障害者日中活動系サービス推進事業補助金（継続）	6,846
子育て応援課	医療費助成費（継続：乳幼児・義務教育就学児・高校生等（新規））	104,873
	子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査委託料（新規）	3,487
高齢者福祉課	寄り合いハウスいこい運営経費（継続）	1,485
	第9期高齢者保健福祉計画策定経費（継続）	2,758
	認知症検診事業経費（継続）	1,204
健康課	予防接種経費（継続）	86,060
	健康診査等委託料（継続：母子保健事業、健康増進事業）	82,617
	骨髄移植ドナー奨励金（継続）	210
	健康増進事業運営委託料（継続）	5,907
社会教育課	スポーツフェスティバル経費（継続）	1,718
	町営プール外壁等補修工事（新規）	2,960
	中央体育館空調設備設計委託料（新規）	3,135
② 子どもたちがのびのびと育つまち		
子育て応援課	児童手当（継続：扶助費）	558,473

	病児・病後児保育利用料補助金（継続）	100
	学童保育クラブ運営委託料（継続）	61,113
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託料（継続）	254
	私立幼稚園児保護者負担軽減補助金（継続）	3,987
健康課	出産・子育て応援事業（継続）	23,498
	子育てモバイルサービス委託料（継続）	394
学校教育課	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（継続）	33,561
	一小高圧ケーブル更新工事（新規）	7,889
	瑞中管理棟屋上フェンス等改修工事（新規）	5,665
教育指導課	地域学校協働本部事業（継続）	2,342
	学力調査実施委託料（継続）	1,164
	情緒固定学級開設準備経費	1,399
③ 豊かなこころを育むまち		
社会教育課	青少年国際交流事業経費（継続）	60
図書館	耕心館指定管理者委託料（継続）	43,531
	郷土資料館指定管理者委託料（継続）	59,814
	図書館を使った調べる学習コンクール関係経費（継続）	86
④ つながりと活力にあふれるまち		
産業経済課	農業次世代人材投資事業費補助金（継続）	3,000
	農業振興地域整備計画策定基礎調査業務委託料（新規）	3,685
	スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金（新規）	4,860
	中小企業振興資金融資利子補給金（継続）	17,283
	企業誘致奨励金（継続）	1,045
	工業振興事業	
	（継続：ものづくり・D X等推進事業補助金）	13,882
	公式キャラクター「みずほまる」の活用（継続）	2,884
⑤ 環境にやさしい安全・安心なまち		
安全・安心課	クラウドカメラ借上料（継続）	1,584
	防犯パトロール委託料（継続）	12,140
	消防団員準中型免許取得補助金（新規）	1,130
	国民保護計画改定業務委託料（新規）	2,695
	気象観測装置借上料（継続）	2,772
⑥ 便利で快適に暮らせるまち		
協働推進課	箱根ヶ崎駅西公有地活用プロジェクトの推進（新規）	9,400
都市計画課	空き家等実態調査業務委託料（新規）	11,825
	立地適正化計画策定業務委託料（新規）	10,230

	コミュニティバスの実証実験運行（継続）	127,083
	モノレール延伸に伴うバス路線再編に関する 基本方針検討業務負担金（継続）	864
	多摩都市モノレール基金積立（継続）	150,055
	沿線まちづくり検討業務委託料（継続）	4,790
	土地区画整理事業の支援（栗原：継続）	1,169
	住宅耐震診断成事業（継続）	1,800
建設課	道路維持補修等委託料（継続）	70,421

⑦ 総合計画の実現に向けて

企画政策課	公共施設個別施設計画の策定（継続）	7,942
デジタル推進課	デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進（継続）	16,884
	ホームページ運用保守委託料（継続）	6,336
	広報番組制作放送業務委託料（継続）	4,834
財政課	庁用自動車用急速充電設備設置工事（新規）	8,360
住民課	戸籍クラウドシステム使用料（継続）	7,131
	証明書コンビニ交付サービス（継続）	5,616

一般会計歳出

（単位：千円、％）

款	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
議会費	171,031	159,933	11,098	6.9
総務費	2,269,666	2,158,141	111,525	5.2
民生費	5,834,363	5,762,036	72,327	1.3
衛生費	1,608,188	1,741,215	△ 133,027	△ 7.6
農林水産業費	67,412	86,681	△ 19,269	△ 22.2
商工費	102,370	85,197	17,173	20.2
土木費	1,925,617	1,791,303	134,314	7.5
消防費	607,398	568,102	39,296	6.9
教育費	1,688,998	1,642,724	46,274	2.8
公債費	332,533	306,917	25,616	8.3
諸支出金	4,473	2,249	2,224	98.9
予備費	25,951	25,502	449	1.8
合計	14,638,000	14,330,000	308,000	2.1